自民党「提言」緊急学習会(８月12日)

としまる
toshi@jca.apc.org

学習会の趣旨

自民党の「インテリジェンス戦略本部（本部長：小林鷹之政務調査会長）は、「我が国の『情報防衛力』の強化に向けて―開かれた社会を、隠れた工作から守る―」と題する提言を公表しました。（8月5日、政調審議会で了承） すでにこの提言についてはマスメディアも関心をもって報道していますが、更に秋以降、安保・防衛三文書の更なる改訂などとも連動しつつ、この提言を土台に、具体的な法・制度や官民の組織再編などが進んでいくものと思われます。

学習会の趣旨

提言の表題に「情報防衛力」という耳慣れない言葉が登場します。「外国勢力による隠れた工作から、国民の自由な判断と民主主義の公正を守る」ことだと説明されていますが、「悪意ある活動を思いとどまらせる『抑止』、脅威を把握する『収集』、国民の信頼を担保する『監督』の三本柱を一体で推進する必要」を強調しているように、国籍・居住地を問わず、情報収集と監視を強化し、人々の正当な異議申し立てや批判・抗議の言論や行動を事前に弾圧する体制をとることが意図されています。そして、こうした監視と弾圧の強権的な体制構築の突破口として、主として海外との連帯運動を標的に、取り締まり強化の枠組みを構築することが目指されています。

学習会の趣旨

提言の内容は、戦前・戦中の植民地を含む日本の統治体制が目指した弾圧体制を彷彿とさせますが、むしろそれ以上に重大な事は、私たちをとりまく、コミュニケーション環境が当時とは全く異なる高度な監視体制にあることに注目する必要があります。通信の秘密や表現の自由の権利で保護されるべき私たちのコミュニケーションの大半は、グローバルなインターネットに依存しています。この事態は、内外の民間の通信事業者の政府との協力が決定的に重要になっていることを意味しています。同時に、政府が「同盟国」の情報機関とも連携しながら、世界規模での通信の網羅的な監視の制度構築へと一層拍車がかかることも意味しています。こうした新たな状況を踏まえつつ、「提言」の内容について検討し、率直な意見交換を行なう場を緊急ですが、設けました。

学習会の概要

- 「提言」の内容
- 提言の内容について、文言など基本的な事柄で不明な点についての質疑
- 「提言」批判として重要と思われる観点についての意見交換
- 私たちの対抗策とは何か、さまざまなアクションの可能性についての意見交換

「提言」の内容

1．「情報防衛力」 ― 抑止・収集・監督の一体的強化

2．防諜体制の強化（「抑止の強化」）

（１）防諜法制の整備

ア　我が国の現状

イ　諸外国の制度

ウ　提言

（２）運用体制の整備

3．情報収集能力の強化（「収集の強化」）

（１）シギント能力の強化

ア　我が国の状況

イ　諸外国の制度

ウ　提言

（２）ヒューミント能力の強化

ア　我が国の状況

イ　諸外国の制度

ウ　提言

（３）オシント能力の強化

（４）ジオイント能力の強化

4．監督の強化（民主的統制）

（１）議会監視

ア　我が国の状況

イ　諸外国の制度

ウ　提言

（２）独立の監察機能

5．インテリジェンス基盤の強化

（１）国家情報局の運用と情報機関の連携強化

（２）インテリジェンス人材の確保と育成

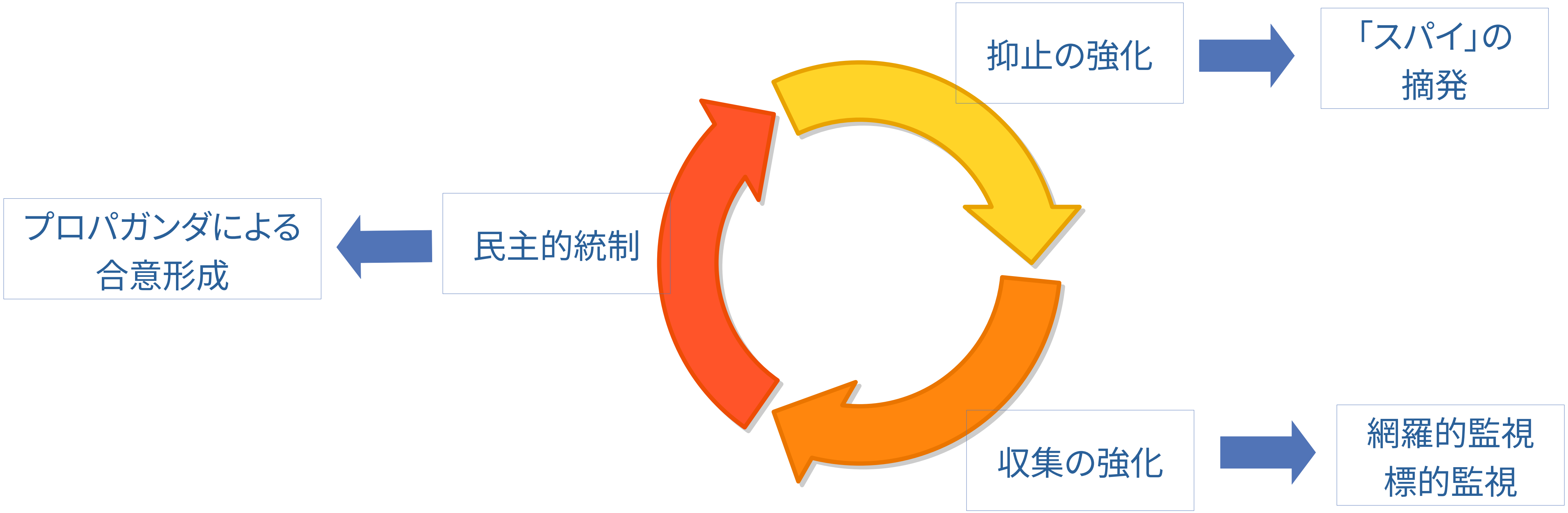
（３）インテリジェンス技術開発

（４）その他、制度設計や運用上の留意点

別紙一覧

- 別紙　1：海外及び我が国における諜報活動等の検挙事例
- 別紙　2：各国の防諜法制の概要
- 別紙　3：各国政府の画像情報関連機関
- 別紙　4：各国の情報監視制度の比較

基本的枠組み



情報スパイはどこからどうやって情報を収集するのか

- 政府、自治体が保有している個人情報
  - マイナンバーと紐付けされているデータ
  - 警察が保有しているデータ
  - 住民データンなどなど
- 民間が保有している個人情報⇒官民連携で政府に提供
  - インターネット・プロバイダーが保有している個人情報
  - 金融機関が保有している個人情報
  - Line、X、InstagramnSNSの事業者が保有している個人情報
  - 買い物、位置情報などなど

情報スパイはどこからどうやって情報を収集するのか



- 情報収集・標的監視の規模はコンピュータのデータ蓄積と解析能力に依存する。
- 誰を標的にするかは、そのときどきの政策などに左右される。今日は標的でなくても明日は標的になる危険性がある。
- 法的歯止めは技術的な歯止めにはならない。

提言1 防諜体制の強化(「抑止の強化」):防諜法制の整備

・政府有識者会議において、以下の諸点に留意して、**①外国代理人の登録等義務と、②外国勢力による不正な干渉行為に対する刑事罰を含む、「外国干渉防止法」(仮)の整備**に向けた検討を進めること。

・外国代理人登録制度の設計にあたっては、諸外国の先例2も参考に、登録の実効性と事務負担の調整の観点から詳細を検討すること。また、代理活動の登録管理は、制度の中立性や実効性の確保の観点から、国家公安委員会が担当することが考えられる。外国代理人登録制度の運用にあたっては、関係諸機関での情報共有や連携を密に行うこと。

・外国干渉行為への罰則導入については、(a)**外国勢力との繋がりに着目**した加重類型を整備するとともに、(b)諸外国の類似法制と比較して現行法の処罰の空白を埋めること。例えば、**外国情報機関の活動を支援し又は同機関から金銭等の便益を受け取る行為、外国勢力等のための欺罔等の手段による政治・社会への干渉行為**、漏洩すれば我が国の安全や利益を害する国家情報を外国勢力等のために取得・漏洩する行為、民間が保有する安全保障上重要な営業秘密を外国勢力等のために取得・漏洩する行為などが、これらの対象として考えられる。

・一方で、このような法制化に当たっては、**正当な外交・経済・学術・取材・報道活動**を萎縮させないよう、諸外国の立法例に倣い、「外国勢力」等の定義や干渉行為に該当する行為の明確化を図ること。

提言2 防諜体制の強化（「抑止の強化」）：運用体制の整備

・政府有識者会議において、以下の諸点に留意して、防諜（カウンターインテリジェンス）に携わる各情報機関の役割分担をより明確化し、連携強化を進める具体的な方策を検討すること。

・**警察庁**は、外国勢力による国内の諜報活動につき、**外事情報部**を中心に、引き続き、情報収集、**有害活動の未然防止**及び刑事捜査を担うこと。

・**公安調査庁**は、外国勢力による国内の諜報活動につき、情報収集を行うとともに、当該活動をやめさせるために必要な刑事捜査以外の適切な対応策を採ること。このような体制の構築のために、**公安調査庁の設置法を改正**する必要があれば、かかる措置を行うこと。

・また、豪州などを参考に、刑事捜査の対象となりうる事案につき、**情報収集段階から**、警察庁、公安調査庁及び関係諸機関との間で緊密な協働を可能とする合同タスクフォースを常設すること。

・**国家情報局**は、主に、各情報機関において収集された外国勢力による国内の諜報活動に関する情報の分析・評価を行うこと。

提言3 情報収集能力の強化（「収集の強化」）：シギント能力の強化

・政府有識者会議において、以下の諸点に留意して、対外情報に関する通信情報収集能力の強化のための法的措置の具体的設計を検討すること。

・外国情報機関等による影響工作や情報取得等の犯罪捜査の観点からの通信情報収集能力強化のため、「通信傍受法」の対象犯罪に特定秘密保護法違反及び新設する「外国干渉防止法」（仮）違反等を追加すること。

・安全保障の観点からの通信情報収集能力強化のため、一定の条件下において、**外国機関等の活動解明に資する通信情報の収集・利用を可能とする制度（「対外情報収集法」（仮））の整備**に向けた検討を進めること。その際、通信の秘密（憲法第 21 条）との整合性を確保しつつ、諸外国のシギント法制を参考に、対象や事態などに応じて**行政的承認と独立した司法的関与**を前提とする厳格な承認要件を課すこと。また、承認手続に加え、対象範囲の限定、取得した情報の最小化、保存期間と廃棄、独立機関による事後監査、苦情・救済手続といった監督の枠組みを、権限の付与とセットで一体的に設計すること。

・上記の制度の具体的な設計にあたっては、当本部において、(i) **サイバー対処能力強化法**の目的や対象の拡大等を含む更なる機能強化のための**法改正**と、(ii) **安全保障目的の通信情報の収集・利用を可能とする「対外情報収集法」（仮）の制定**という、双方のアプローチが議論された。政府有識者会議においても、この双方のアプローチを俎上に載せて検討を進めること。

提言4情報収集能力の強化（「収集の強化」）：ヒューミント能力の強化

・政府有識者会議において、令和９年度末までに独立した「対外情報庁」（仮）を設置するため、以下の諸点に留意して、法的措置及びそのあり方を検討すること。

・対外情報収集を担うヒューミント組織の中核として、独立した情報機関を設置すること。設置にあたっては、限られた人的資源を最大限有効に活用し、設置後直ちに稼働可能な組織設計とすること。また、政策部門からの独立を確保しつつ、外交アセットの円滑な利活用と運用上の齟齬を回避する観点から、英・豪などを参考に外務大臣の監督の下の独立の外局として設置することも有力な選択肢と考えられる。その際、収集・分析の専門的判断が、その時々の外交・政策上の都合によって歪められることのないよう、人事・予算面での自律性を含め、政策部局からの任務遂行上の独立性を確保できる設計となるよう留意すること。

・なお、対象任務を広範な安全保障目的へと拡大するにあたっては、ヒューミント業務の危険性に鑑み、専門人材の確保及び育成の進展のペースにあわせて慎重かつ段階的に進めるものとすること。

・あわせて、海外で活動する要員の身分保全や関係者を含む安全の確保及び活動の国内法上の適法性を確保するための法制の要否や、専門人材の計画的な育成についても、組織の整備と一体で検討を進めること。

提言5 情報収集能力の強化（「収集の強化」）：オシント能力の強化

・ 国家情報局において、以下の諸点に留意して、オシント能力を強化する上で、政府が自ら担うべき機能と、国内外の専門機関に委託すべき機能について、基本的な考えを整理すること。

・具体的には、民間委託に適する分野と政府が保持すべき機能の切り分け、信頼できる委託先の確保・育成、調達やセキュリティ・クリアランスの在り方などについて、具体的な検討を進めること。

提言6 情報収集能力の強化(「収集の強化」)::ジオイント能力の強化

・国家情報局は、内閣衛星情報センターの分析人員を増強し、24 時間運用体制の早期実現を図ること。

・政府有識者会議は、衛星情報収集に関して国家情報局における収集と分析の独立性、防衛省との役割分担など、国益に資する在り方を模索すること。

提言7 監督の強化（民主的統制）：議会監視

・当本部において、政府における「抑止」及び「収集」の強化の検討と並行して、以下の諸点に留意して、インテリジェンス機関に関する議会監視の強化の具体的方策について、検討する。

・情報監視審査会においては、今後インテリジェンス活動の強化に伴い適正に特定秘密等に指定された機微情報については、監督の対象となるが、さらに、特定秘密保護法の制定時に付された付帯決議に沿って、主要国の例も参考にしつつ、今後の政府におけるインテリジェンス能力強化に向けた作業の進捗に併せて政府から意見・提案を聴取しながら、行政・予算への監視対象の拡大や厳格な情報保全の仕組みを導入することを視野に、当本部において具体的設計を行う。

・その際、インテリジェンスと特定秘密等の特性の違い、機密保全の重要性、監視強化と運用合理性の関係など、議会監視の構成・運用に十分留意する必要がある。

提言8 監督の強化（民主的統制）：独立の監察機能

・当本部において、政府における「抑止」及び「収集」の強化の検討と並行して、以下の諸点に留意して、インテリジェンス機関に関する独立監察組織の具体的設計について、検討する。

・例えば、英国のインテリジェンス及び通信情報監察機関であるIPCOを参考に、サイバー対処能力強化法に基づき本年設置されたサイバー通信情報監理委員会のような、専門家の知見を活かした合議体の行政委員会を置くことも有力な選択肢である。その際、設置形態の在り方を含めて必要な法的措置を検討すべきである。

・情報機関の活動が国民からの信頼を得続けるため、情報機関に対する外部からの監督とともに、内部に独立した監察機能を設け、ガバナンスを徹底することが極めて重要である。米国など諸外国の例を参考に、情報機関の内部に監察を担う専門部署を設けることを検討する。

・プライバシーや人権に十分配慮するのは当然であり、この点、議会監視と独立監察によって十分に監督されるよう具体的な措置を講じると共に、救済手続なども検討し、国民の安心を担保すること。

提言9 インテリジェンス基盤の強化：国家情報局の運用と情報機関の連携強化

・国家情報局は、同志国に倣い、首相官邸など枢要な政府施設や会議への携帯電話や電子機器の持ち込みルール及びセキュリティチェックのあり方など防諜プロトコル全体の抜本的な見直しを進めること。国家情報局は、文章レポート形式によるインテリジェンス・ブリーフィングの徹底や、省庁間の安全なインテリジェンス共有システムの構築など、第一次提言に掲げたインテリジェンス・サイクル強化策の実装を早急かつ着実に進めること。

・国家情報局は、同志国に倣って、インテリジェンス機関が収集・作成した情報やレポートについて、機密度と内容に応じて、政策サイドを含む政府内の関係部署に共有範囲を決めフィードバックが得られるような電子的な共通プラットフォームを早急に構築すること。またインテリジェンス機関の情報共有基盤である「トップシークレットクラウド」の整備を加速すること。同時に、システム整備を待たずに必要に応じた省庁間の情報共有の更なる推進を加速すること。

・国家情報局は、国家情報局の中核機能である総合分析を担う情報分析官の人員体制を、同志国の例も参考に抜本的に強化するとともに、新任分析官に対する組織的な研修を実施すること。その際、分析結果の品質担保と信頼確保の観点から、分析チームには、政策サイドからも情報収集サイドからも一定の中立性・独立性が確保されるよう留意すること。

提言10インテリジェンス基盤の強化：インテリジェンス人材の確保と育成

・各省でインテリジェンス業務に関わる人材が、安心して職務に専念できる人事・処遇等のキャリアパスの設計・強化に早急に取り組むこと。

・国家情報局は、関係省庁と連携して、各省庁のインテリジェンス業務に省庁横断の教育訓練制度（インテリジェンス・アカデミー）の創設や、同志国情報機関との連携協力の深化に向けた人材交流・派遣の制度化など、組織的な人材育成を推進すること。我が国にノウハウが不足する分野については、当初は同志国の支援を受け

ることも検討すること。

・国家情報局は、抑止・収集・監督の各機能の強化を支える人的基盤として、既存の各情報機関の定員の計画的な増強を図ること。その際、本提言に掲げる組織の在り方に関する検討と整合的に進めること。

・国家情報局のみならず、各情報機関の幹部人事についても、特定の省庁出身者の指定席とすることなく、人物本位・能力本位での任命を徹底すること。

提言11インテリジェンス基盤の強化：インテリジェンス技術開発

・国家情報局は、米 CIA が設立した投資ファンド「In-Q-Tel」の例に倣い、情報機関が有望な民間スタートアップへ戦略的に出資・育成するファンディング機能の創設を検討すること。これにより、最新技術の早期発掘と実装を加速し、我が国の技術的優位性の確保につなげること。

「提言」批判として重要と思われる観点

海外の個人、団体との連帯や相互支援に対する深刻な打撃

盗聴捜査の拡張

網羅的監視のための民間企業に対する協力

政府の監視体制を支える世論構築⇒その時々の国際関係や政治状況によって敵視の対象が変化するだろうが、法と制度は維持される。

私たちの対抗策とは何か

法や制度の改悪への反対運動の他に、監視への抵抗の手段として

- データやコミュニケーションの暗号化⇒情報を収集されたとしても役に立たないようにする工夫⇒暗号使用の規制の可能性が大。あらかじめ対抗策を検討する必要がある。
- 匿名の権利の実践⇒ネットへのアクセスの実名主義や年齢認証など本人を特定できるような制度への対抗
- 本人の動静把握の入口になるマイナバーカードを持たない運動
- 政府と協力する民間企業のボイコット。⇒オルタナティブの提案
- 国際連帯運動がますます重要になる。⇒言葉の壁問題
- 政府の情報戦や排外主義的なプロパガンダに対する対抗は非常に重要になる。⇒SNS対策
- 国家間の対立関係に還元されない世界観の構築。国単位で国際関係を見ない視点を構築する。

私たちの対抗策とは何か

参考にすべき「事件」

戦前・戦中

ゾルゲ事件⇒ 確信犯としての情報収集活動 ジャーナリストへの弾圧。

レーン・宮沢事件⇒外国人との交流を理由とした軍機保護法違反など。

治安維持法と対の関係にあった「思想犯保護観察法」にもっと注目したい。

現代

スノーデンによる米国諜報機関の暴露

アサンジによるWiki Leaksなど内部告発者の運動

⇒内部告発者の支援体制

政府の監視活動の実態の暴露。カナダのCitizenlabやアムネスティ・テックなどの活動⇒技術力のある活動家集団が必須